

藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例を次のように定める。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、この市にいじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会の委員の数は、25人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童相談所の職員
- (2) 法務局又は地方法務局の職員
- (3) 神奈川県警察の職員
- (4) 市立学校の校長及び教職員
- (5) 教育委員会の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表し、その会議の議長となる。

(副会長)

第5条 協議会に副会長1人を置く。

- 2 副会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育委員会がこれを行う。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、協議会を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定める必要による。